

学校感染症罹患対応について

鹿児島県立楠隼中学校・楠隼高等学校

学校保健安全法に基づき、学校において他の生徒に感染するおそれのある感染症に罹患した場合は、「出席停止」となります。感染症の種類と出席停止期間につきましては、下表に規定されています。

医師に診断を受けましたら、各学級担任等へ連絡していただき、診断名・発症日・出席停止期間をお伝えください。書類の提出は不要です。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱，クリミア・コンゴ熱，痘そう，南米出血熱，ペスト，マールブルグ病，ラッサ熱，急性灰白髄炎（ポリオ），ジフテリア，重症急性呼吸器症候群（SARS），鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し，かつ，解熱した後2日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺，顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し，かつ，全身状態が良好になるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで，または5日間の適性な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	風しん（三日はしか）	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜炎（プール熱）	主要症状が消退後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し，かつ，症状が軽快した後1日を経過するまで ※症状軽快とは，解熱剤を使用せず解熱し，かつ呼吸器症状が改善傾向にあること。
第三種	結核，髄膜炎菌性髄膜炎	医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ，細菌性赤痢，腸管出血性大腸菌感染症，腸チフス，パラチフス，流行性角結膜炎，急性出血性結膜炎，その他の感染症	医師において感染のおそれがないと認めるまで

2023.5.8 改正

※第2種の感染症については、病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めた時は、その限りではありません。

※第3種のその他の感染症については、出席停止にあたるかどうかは学校長の判断となります。